医療費助成オンライン資格確認自治体システム改修等事業補助金に関するＱ＆Ａ
（第３版）

令和７年３月６日

※　下線部は第２版から追記等した部分

１．スケジュール

１－１　自治体においては、どのようなスケジュールで医療費助成のオンライン資格確認を導入すれば良いのか。

→　医療費助成のオンライン資格確認については、令和５・６年度に 183 自治体（22 都道府県、161 市町村）において先行実施されていますが、「医療 DX の推進に関する工程表」（令和５年６月２日医療 DX 推進本部決定）等に基づき、メリットを全国規模で広げていくため、順次、参加自治体を拡大し、令和８年度中に全国規模での導入を目指すこととされています。

→　このため、各自治体におかれては、本補助金を積極的に活用いただき、医療費助成のオンライン資格確認を積極的に導入していただきますよう、お願いいたします。

１－２　本補助金は１次交付と２次交付が想定されているが、１次交付に係る申請を行った方が良いのか。

→　基本的には、各自治体における調整等のスケジュールに応じて、１次交付又は２次交付のうち、適切な方を選択して申請いただければと存じますが、自治体業務システムの改修等に一定の期間を要すること、医療費助成のオンライン資格確認は患者（住民）、自治体及び医療機関・薬局にメリットをもたらすものであり、早期の運用開始が望ましいこと、本補助金は予算の範囲内において交付されるものであること等から、可能な限り、１次交付に係る申請を検討いただければと存じます。

２．補助金の対象範囲

２－１　本補助金によるシステム改修等の対象となる医療費助成の制度は、デジタル庁の令和６年度先行実施事業の対象となる医療費助成の制度と同一か。

→　本補助金においては、デジタル庁による令和６年度先行実施事業の対象となる医療費助成の制度に加えて、以下の公費負担医療もシステム改修等の対象となります。

- 障害者総合支援法に基づく療養介護医療費
- 児童福祉法に基づく肢体不自由児通所医療費
- 児童福祉法に基づく障害児入所医療費
- 感染症法に基づく新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者の医療
- 感染症法に基づく新感染症外出自粛対象者の医療
- 肝炎治療特別促進事業による医療費の助成
- 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業による医療費の助成

２－２　デジタル庁の先行実施事業に参加したが、当該先行実施事業の際にはシステム改修等の対象としなかった医療費助成の制度については、本補助金によるシステム改修等の対象にすることができるのか。

→　本補助金によるシステム改修等の対象にすることができます。

２－３　Ａシステムでは㋐・㋑という医療費助成の制度の資格管理を行っている。デジタル庁の先行実施事業に参加し、Ａシステムの改修を行い、㋐について PMH システムと情報連携するための改修を行ったが、当該先行実施事業の際には、㋑については PMH システムと情報連携するための改修は行わなかった。この場合、㋑について PMH システムと情報連携するためのＡシステムの改修は、本補助金によるシステム改修等の対象とすることができるのか。

→　本補助金によるシステム改修等の対象にすることができます。

２－４　デジタル庁の先行実施事業に参加し、PMH システムと情報連携できるようにするためのシステム改修等を行ったが、手動連携や RPA 連携（RPA を活用した手動連携の自動化）のためのシステム対応だったため、自動連携のためのシステム改修を行いたい。当該自動連携のためのシステム改修は、本補助金によるシステム改修等の対象とすることができるのか。

→　本補助金によるシステム改修等の対象にすることができます。

なお、本補助金に係る所要額調査及び交付申請に当たっては、デジタル庁の先行実施事業において手動連携や RPA 連携のための対応を行ったシステムについて自動連携のためのシステム改修を行う旨を提出書類において記載してください。

２－５　自治体システム標準化の対象に含まれている医療費助成の制度なのだが、標準化対応のためのシステム改修はまだ開始できないため、まずはPMHシステムとの情報連携のためのシステム改修のみを行い、当該改修後のシステムを標準準拠システムに移行したいと考えている。この場合、標準化対応前の旧システムにPMH連携の改修を行うことは、「廃棄」に該当するのか。

→　自治体システム標準化は、既存のシステムを標準仕様に適合したシステムへ移行するものであるため、「廃棄」には該当しません。

２－６　更生医療・育成医療・精神通院医療については自治体システム標準化の対象となっているが、標準準拠システムへの移行を支援するデジタル基盤改革支援基金と本補助金の関係はどうなっているのか。

→　デジタル基盤改革支援基金は、既存のシステムを標準準拠システムへ移行するための費用が対象となります。このため、デジタル基盤改革支援基金を用いて、PMH 対応が行われていないシステムを標準準拠システムへ移行させた自治体においては、本補助金を用いて移行済システムについてPMH対応の改修を行うことが可能です。

→　一方、標準化対応が完了していない自治体において、まずは本補助金を用いて PMH 対応の改修を行い、その後、PMH 対応による改修後の「既存のシステム」について、デジタル基盤改革支援基金を用いて標準システムへ移行することも可能です。

２－７　現状では、資格情報をシステムで管理しておらず、Excel で管理している医療費助成の制度があるのだが、この医療費助成の制度の資格管理のため、新たにシステムを導入したい。こうした新規のシステム導入は、本補助金の対象となるのか。

→　本補助金は、PMH システムとの情報連携のための自治体業務システムの改修等が対象となるものであり、新規のシステム導入については対象とはなりません。

２－８　自治体業務システムを新規に導入した上で、当該自治体業務システムとPMHシステムの情報連携を図る場合において、「自治体業務システムの新規導入に係る経費」は本補助金の対象にならないとのことだが、「当該自治体業務システムと PMH システムの情報連携に係る経費」を本補助金の対象とすることは可能か。

→　「自治体業務システムの新規導入に係る経費」と「当該自治体業務システムと PMH システムの情報連携に係る経費」を明確に区分できるのであれば、「当該自治体業務システムとPMHシステムの情報連携に係る経費」を本補助金の対象とすることは可能です。

２－９　２次交付において本補助金によるシステム改修等の対象に追加される医療費助成の制度はあるか。

→　現段階では、２次交付において、特定疾患治療研究事業による医療費助成を本補助金によるシステム改修等の対象に追加することを予定しています。

２－10　学校保健安全法に基づく医療費援助については、オンライン資格確認や本補助金の対象になるのか。

→　学校保健安全法に基づく医療費援助についても、オンライン資格確認や本補助金の対象となります。学校保健安全法に基づく医療費援助に係る実際の運用においては、自治体の裁量に委ねられている部分が多く、医療券を発行して医療機関等で資格確認を行い、現物給付化を図っている自治体や、医療券を発行せずに償還払いとしている自治体など、様々な態様があります。このような実態を踏まえ、学校保健安全法に基づく医療費援助は、実施要綱４（２）エ（その他の地方単独医療費助成）に含まれるものと整理しています。なお、学校保健安全法に基づく医療費援助については、既に個人番号利用事務とされているため（マイナンバー法の別表の 40 の項）、実施要綱５ウの「個人番号利用事務とするために必要な措置」を講じていただく必要はありません。

２－11　本市区町村は指定都市や中核市ではない一般市区町村であり、精神通院医療に係る自立支援医療費、難病法に基づく特定医療費、小児慢性特定疾病医療費及び障害児入所医療費の実施主体ではないが、当該公費負担医療に係る申請の受付を行い、都道府県に提出している。こうしたケースにおいて、本市区町村は、当該公費負担医療について、PMH システムと情報連携するための自治体業務システムの改修を行う必要があるのか。

→　PMH システムとの情報連携は、各医療費助成制度の実施主体が行うこととなり、各実施主体において自治体業務システムを改修することが必要になります。

お示しのケースについては、一般市区町村が申請の受付を行っている場合であっても、実施主体として受給者情報の管理を行っているのは都道府県であるため、都道府県において自治体業務システムを改修することが必要であり、一般市区町村においては自治体業務システムの改修は不要です。

※上記の公費負担医療の実施主体

・精神通院医療に係る自立支援医療費：都道府県、指定都市
・難病法に基づく特定医療費：都道府県、指定都市
・小児慢性特定疾病医療費：都道府県、指定都市、中核市、児相設置市
・障害児入所医療費：都道府県、指定都市、児相設置市

２－12　医療機関・薬局のシステム改修を支援する補助金について周知を行うため、医療機関・薬局向けのチラシ等を作成した場合の経費についても、本補助金の対象となるのか。

→　医療機関・薬局への周知に係る経費については本補助金の対象外となります。なお、自治体が医療機関・薬局に対して周知を行う際に活用いただけるよう、厚生労働省から自治体に対して、周知用の資料を提供させていただく予定です。

３．補助金の算定・支払

３－１　本補助金に係る基準額はどのように算定されるのか。

→　原則として、①実施要綱４（１）及び（２）に掲げる医療費助成の各制度のうち自治体が本補助金によるシステム改修等の対象として選択した制度の数に 500 万円を乗じた金額と、②対象経費支出額を比較し、少ない方の金額を基準額とします。ただし、申請額の合計額が予算額を超過した場合には、基準額の調整を行う予定です。

→　なお、地方単独医療費助成は自治体の判断に基づく自治体独自の制度であり、様々な制度があることから、多くの自治体で導入され、受給者数も多いこどもの医療費に係る地方単独医療費助成、障害者の医療費に係る地方単独医療費助成及びひとり親家庭の医療費に係る地方単独医療費助成以外の地方単独医療費助成については、複数の制度があった場合でも制度数を１と算定して基準額の計算を行います。

【例１】①障害者総合支援法に基づく精神通院医療に係る自立支援医療費、②難病法に基づく特定医療費、③児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費をシステム改修等の対象とする場合は、原則として、500 万円×３制度＝1500 万円が基準額の上限となる。

【例２】①障害者総合支援法に基づく更生医療に係る自立支援医療費、②障害者総合支援法に基づく育成医療に係る自立支援医療費、③こどもの医療費に係る地方単独医療費助成、④障害者の医療費に係る地方単独医療費助成、⑤ひとり親家庭の医療費に係る地方単独医療費助成を本補助金によるシステム改修等の対象とする場合は、原則として、500 万円×５制度＝2500 万円が基準額の上限となる。

３－２　本補助金による国庫補助額はどのように算定されるのか。

→　基本的には、３－１によって算定された基準額に補助率１／２を乗じた金額が国庫補助額となります。

→　なお、所要額調査の際に適正な見積もりが取得できていなかった等の理由により、基準額が内示された後、申請に際して提出された対象経費支出額が基準額よりも少ない金額となってしまった場合は、当該対象経費支出額に補助率１／２を乗じた金額が国庫補助額となります。

３－３　基準額算定に当たっての制度数に応じた上限額と対象経費支出額の金額の比較は、システム改修等の対象とする制度合計で比較するのか、それとも、制度ごとに比較するのか。

具体的には、更生医療、育成医療、こども・障害者・ひとり親家庭の３つの地方単独医療費助成を本補助金によるシステム改修等の対象にしようと考えているが、更生医療・育成医療の資格管理を行うＡシステムの改修費用は 300 万円である一方、こども・障害者・ひとり親家庭の３つの地方単独医療費助成の資格管理を行うＢシステムの改修費用は 1900 万円であった。この場合、①制度合計で比較すると、改修費用の総額 2200 万円は上限額合計の 2500 万円よりも低くなるため、基準額は 2200

万円になるのか、それとも、②制度ごとに比較すると、Ｂシステムの改修費用 1900 万円は３つの地方単独医療費助成の上限額の合計 1500 万円よりも大きくなるため、Ｂシステムについては 1500 万円までしか認められず、基準額は 1800 万円になるのか。

→　基準額算定に当たっての制度数に応じた上限額と対象経費支出額の金額の比較は、システム改修等の対象とする制度合計で比較を行います。このため、ご指摘の例については、①のとおり、2200 万円が基準額となります。

３－４　本補助金は、概算払いとなるのか。

→　概算払いに向けて、概算払い協議を行う予定です。

３－５　本補助金の受領に当たっては、令和７年度中にどこまで事業が進捗していれば良いのか。

→　本補助金の受領に当たっては、令和７年度内にシステム改修を完了していただくことが必要です。令和７年度中にシステム改修を完了した上で、令和８年度に医療費助成のオンライン資格確認の運用を開始するということも可能です。

３－６　３－５の記載に沿って、令和７年度中にシステム改修を完了した上で、令和８年度に医療費助成のオンライン資格確認の運用を開始する場合、令和８年度のいつ頃までに運用を開始することが必要なのか。

→　本補助金は医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための補助金であること、患者や医療機関・薬局等が早期にメリットを受けられるようにすることが重要であることから、令和７年度中にシステム改修を完了した上で、運用開始が令和８年度になった場合であっても、令和８年４月～５月頃には運用を開始いただくなど、システム改修後速やかに運用を開始願います。

３－７　市区町村における自治体業務システムの改修費が 1000 万円だった場合において、国の補助金 250 万円を受けた後、都道府県が独自に 750 万円を補助することは可能か。

→　システム改修費に対して重複の補助を受けているわけではないため、可能です。

３－８　ネットワークの設定変更経費など、複数のシステムを改修した際にまとめて１回発生する経費については、所要額調査の様式３（交付要綱の様式１別紙３）のどこに計上すればよいか。

→　いずれかのシステムにまとめて計上いただき、積算内訳の欄に※書きなどで「他事業分とまとめての計上」などと記載してください。

※　なお、本補助金に係る基準額の上限は、実施要綱４（１）及び（２）に掲げる医療費助成の各制度のうち自治体が本補助金によるシステム改修等の対象として選択した制度の数に 500 万円を乗じた金額となるため、ネットワーク設定変更作業費をどのシステムに計上いただいても、基準額の上限に影響は及ぼしません。